

令和6年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第4日目）

本日の会議 令和6年9月12日  
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理志
委員	下町 純子	委員	藤田 明美
委員	岡田 義晴	委員	八木 亮三
委員	西田 健		

欠席委員

委員 西岡 克之

職務のため出席した者

議会事務局長 荒木 秀一 主 査 村田 潤哉

説明のため出席した者

総務部長 青田 浩二

(秘書広報課)

課 長 木戸 武志 係 長 池田 昇平

(情報政策課)

課 長 木須 紀彦 係 長 廣橋 慶三

係 長 関口 直人

(地域安全課)

課 長 山口 聡一郎 課長補佐 田中 廣幸

課長補佐 荒木 啓二 係 長 入口 健太郎

健康保険部長 山本 昭彦

(健康保険課)

課 長 森本 陽子 課長補佐 木澤 奈津代

係 長 相川 沙織 係 長 一瀬 奈々

(介護保険課)

課 長 峰 修子 参 事 中村 宰子

課長補佐 森川 寛子 係 長 堀 将大

係 長 堤 圭一郎

本日の委員会に付した案件

議案第49号 令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時25分

閉会 14時09分

## ○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和6年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に分割付託を受けました議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本日は総務部地域安全課から始めたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

山口課長。

## ○地域安全課長（山口聡一郎君）

皆さまおはようございます。議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の地域安全課所管につきまして、決算書の歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。まず歳入からでございます。24、25ページをお開き願います。13款1項1目3節コミュニティーセンター使用料につきましては、ふれあいセンター使用料、長与南交流センター使用料ともに所管分で、昨年度と比較いたしますと、ふれあいセンターが34万8,460円の増、南交流センターが29万7,140円の増加となっております。28、29ページをお開き願います。14款1項3目1節災害救助費負担金の災害救助費繰替支弁金（過年度分）は、令和4年9月に発生しました台風14号が災害が発生する恐れがある場合における災害救助法の適用があったことから、避難所設置に係る対象経費が支弁されたものでもでございます。次のページをお開き願います。14款2項4目3節市街地整備総合交付金の3行目、地域防災施設整備事業費交付金は、高田南土地区画整理事業地内に設置をした耐震性貯水槽に係る交付金でございます。32、33ページをお開き願います。14款3項1目1節総務管理費委託金の自衛官募集事務委託金は所管分となっております。次のページをお開き願います。15款2項1目1節総務管理費補助金の2行目、石油貯蔵施設立地対策等補助金につきましては長与町消防団第2分団のホース乾燥柱建設工事費に充当しております。同じページの5目1節商工費補助金の長崎県消費者行政推進補助金は、ファイナンシャルプランニング業務の委託に係る補助金となっております。36、37ページをお開き願います。15款3項1目1節総務管理費委託金の1行目、市町村権限移譲等交付金は、県の広報紙「つたえる県ながさき」の全世帯配布に係る交付金でございます。38、39ページをお開き願います。16款1項2目1節利子及び配当金の3行目、ふるさとづくり基金運用収入、5行目の防災基金運用収入が所管分でございます。40、41ページをお開き願います。17款1項7目1節ふるさと長与応援寄附金のうち6,708万3,000円が、地域安全課所管の地域の活性化を推進する力を応援する事業に対する寄附金となっております。46、47ページをお開き願います。20款5項1目1節雑入の4行目、市町村交通災害共済加入推進助成費、その3行下の清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち21万6,000円が所管分で、ふれあいセンターに2台、南交流センターに1台の計3台分の設

置使用料となります。その下の火災保険料のうち27万3,914円が所管分で、自主防災センターの火災保険料負担分として納入されたものでございます。その下の各種施設電話使用料のうち180円、その下の各種施設コピー使用料のうち1万1,730円が所管分、その5つ下の太陽光発電余剰電力売払収入は長与南交流センターの駐車場屋根に設置をしております太陽光発電設備に係るものでございます。そこから10行下の電柱等設置使用料のうち3,540円が所管分で、ふれあいセンター敷地内の電柱4本分と郵便ポスト設置使用料となっております。そこから20行下に参りますけども、消防団員安全装備品整備等助成金につきましては、消防団員の安全装備品購入に対する助成となっております。その2行下、コミュニティ助成事業助成金につきましては、長与北部地区コミュニティの印刷機の整備に対しての補助金と充電式LED投光器購入事業にそれぞれ充当しております。その下の交通安全指導員設置負担金返還金、次のページにまいりまして、上から4行目のニュータウン防災センター電気使用料が所管分となります。21款1項1目1節総務管理事業債の2行目、長与町ふれあいセンター整備事業充当起債は、ふれあいセンター体育館の照明をLED化するための改修工事の起債となっております。50、51ページをお開き願います。21款1項3目5節市街地整備総合交付金事業債の3行目、地域防災施設整備事業充当起債につきましては、高田南土地区画整理事業地内に設置をしました耐震性貯水槽の起債、4目1節消防施設整備事業債の消防格納庫建設事業充当起債は、長与町消防団第2分団の消防格納庫建設工事の起債、その下の防災行政無線難聴対策化事業充当起債は、防災行政無線高田南地区の音達エリア拡張工事の起債でございます。以上で歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出でございます。54、55ページをお開き願います。2款1項1目1節報酬の2行目、防災会議委員報酬は委員報酬7,000円の委員6名分でございます。一番下の危機管理専門員報酬、3節職員手当等の一番下の会計年度任用職員期末手当、4節共済費の一番下の会計年度任用職員社会保険料のうち53万3,622円は、危機管理専門員に係る人件費でございます。次のページをお開き願います。同じく8節旅費の普通旅費のうち1万3,120円、その2行下の費用弁償のうち6,000円、その下の会計年度任用職員通勤手当のうち8万5,200円が所管分となります。18節負担金、補助及び交付金の1行目、各種講習会等負担金、2行下の自衛隊家族会補助金、5行下の九州北部小型船安全協会会費、その下の西彼杵防衛協会会費、4行下の長崎県防災ヘリコプター運行連絡協議会負担金は所管分でございます。次に、64、65ページをお開き願います。2款1項7目交通安全対策費は全て所管分でございます。1節報酬の交通安全対策協議会委員報酬は、委員長を含め延べ委員18名分、会議は年2回の開催となっております。7節報償費の高齢者運転免許自主返納奨励金につきましては、1人当たり3,000円相当の奨励金となっており73名の方から申請がございました。14節工事請負費の1行目、カーブミラー設置工事費につきましては、カーブミラーの新設、移設、撤去が8基となっており、2行目の防犯灯新設改良工事費につきましては、防犯

灯の新設、移設、撤去は13基となっております。19節扶助費の犯罪被害者見舞金につきましては、町外にて交通事故の被害に遭われました方に対する重傷病見舞金1名分でございます。70、71ページをお開き願います。10目地域振興費につきましても全て所管分となっております。1節報酬の一般事務補助パート報酬につきましては、職員の育児休業代替に係る会計年度任用職員の報酬でございます。7節報償費の自治会長報償費は52自治会分となっており、算定基礎は均等割を1自治会当たり11万円、世帯割として世帯数掛ける650円を支出しております。18節負担金、補助及び交付金の2行目、自治会振興補助金につきましても対象は52自治会となっており、算定基礎は均等割5万円、世帯割1,500円となっております。3行目の地域振興補助金は、5地区のコミュニティを対象としました補助金で、1地区90万円の補助金となっております。令和5年度分の北部地区コミュニティにつきましては、補助金の交付は行っておりましたが、体制が整わず、予定どおりの事業実施に至らなかったことから全額が返還となっております。また、長与中央地区につきましては、昨年度は活動休止中であったため申請はあっておりません。4行目のふるさとづくり推進事業補助金につきましては、地域活性化グループ振興のため4団体へ交付をしております。その2行下のコミュニティ助成事業補助金につきましては、北部地区コミュニティの印刷機整備に対して補助を行ったものでございます。その下の集会施設整備費補助金につきましては、増改築修繕が7件、附帯設備の整備が11件、借地料の補助が2件となっております。次のページをお開き願います。11目長与町ふれあいセンター管理費は全て所管分となります。14節工事請負費の施設改修工事費につきましては、ふれあいセンター体育館の照明をLED化および2階女子トイレの洋式化を行ったものでございます。15節原材料費の施設整備補修材料費につきましては、ふれあいセンター体育館2階通路の床の補修を行いました。次の74、75ページにかけましての12目長与南交流センター管理費につきましても全て所管分になっており、こちらにつきましては例年とほぼ同様の支出となっております。続きまして、144、145ページをお開き願います。7款1項1目商工振興費、こちらは消費者行政に係る経費を支出しております。8節旅費の普通旅費のうち2,400円と費用弁償の全額が所管分でございます。10節需用費の消耗品費のうち3,300円と、12節委託料の2行目、ファイナンシャルプランニング業務委託料が所管分となります。次に、160、161ページをお開き願います。9款消防費につきましては全て所管分でございます。まず1項1目非常備消防費でございます。1節報酬の2行目、消防団員出動報酬は、火災出動、災害警戒等による活動に係る報酬を支出しております。出動回数は延べ56回、出動人員は延べ1,065名となっております。次に18節負担金、補助及び交付金の8行目、浜田出張所経費分担金につきましては、前年度比約259万円の減額となっております。これは主に高規格救急自動車の償還が終了したことに伴う減額でございます。次のページにまいりまして、2目消防施設費のうち12節委託料の格納庫建設設計監理業務委託料につきましては、長与町消防団第2分団

の格納庫建設に伴う設計監理業務を委託したものでございます。14節工事請負費の1行目、防火水槽建設工事費につきましては、高田南土地区画整理事業地内に耐震性貯水槽を1基設置したものでございます。2行目の消防格納庫建設工事費は、長与町消防団第2分団の消防格納庫の解体および建設工事費、3行目のホース乾燥柱新設工事費は、同じく第2分団のホース乾燥柱の建設工事費となっております。17節備品購入費の消防備品購入費につきましては、充電式LED投光器の購入を行ったものでございます。次に4目防災対策費につきましては、次のページをお開き願います。14節工事請負費の防災行政無線屋外子局建設工事費は、高田南地区音達エリアを拡張したものでございます。この他につきましては前年とほぼ同様の内容となっております。以上で歳出について説明を終わります。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書につきましてご説明いたします。地域安全課所管分は13ページから17ページになります。まず13ページの長与町ふれあいセンター体育館照明改修工事につきましては、ふれあいセンター体育館の照明をLED照明へと改修を行ったものとなっております。14ページの広域消防事業負担金は、長崎市との協定に基づく常備消防に係る経費の負担金です。15ページの防火水槽建設工事費につきましては、高田南土地区画整理事業地内に耐震性貯水槽を1基設置したものとなっております。16ページの消防備品購入費につきましては、夜間の消防活動の充実および停電時の避難所等での利用を目的としまして、長与町消防団本部分団にLED投光器1基を配備したものとなっております。17ページの消防格納庫建設工事費につきましては、長与町消防団第2分団の消防格納庫の解体および建設工事費となっております。以上が、地域安全課の令和5年度決算に関する内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず歳入の24、25ページ、この中段のふれあいセンターと南交流の使用料、ここから質疑を行いたいと思います。まずこのページで質疑はありませんか。それでは次のページ、28、29ページ、ここも災害救助費などありました。30、31ページ、ここも高田南分とかがありますね。質疑はありませんか。進めます。32、33ページ、自衛官募集。いいですか。それでは、34、35ページ、1目の石油貯蔵と一番下ですね、この辺りです。戻っても構いませんので、進めていきます。36、37ページ、これは県の広報の全世帯配布分です。よろしいですか。38、39ページ、ここはほぼ下段の方の運用収入ですね。いいですか。それでは、40、41ページ、ふるさと長与応援寄附金、地域安全課の分が6,708万3,000円という説明がありました。

八木委員。

#### ○委員（八木亮三委員）

この40、41ページのふるさと長与応援寄附金の先ほど地域安全課分で6,708万

円が地域振興ですかね、ということでしたけれども、2点伺いたいのは、これはもともともう寄付される時に、もういわゆる使途、使い道としてそういう地域振興に使ってほしいということで寄付されたものなのか、全般的な使途の中で地域安全課にこれだけ何らか振り分けられたのかということと、実際にこれは地域安全課の地域振興関連の事業全般に広く使われているということなのか、特定の何か事業に使われたものなのか、ちょっと実際の使途を伺います。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

ふるさと長与応援寄附金につきましては、目的が指定されたものになっておりますので、地域振興のためにも寄付をされたもののうち地域安全課が所管をしておりますものについて、歳入があったものでございます。内容についてでございますけれども、主なものについて申し上げます。自治会長報償費、自治会振興補助金、自治会長研修補助金、地域振興補助金、集会施設等補助金。あ、全部言います、すみません。ふるさとづくり振興補助金とあとふるさとづくり基金積立金の方へ回しております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと今の質疑に関連なんですけど、今お伺いした使途なんですけれども、今聞いておりますと必要経費というか経常的に必要な経費に使われているような気がして、それだったらそこはもうきちんと一般財源で手当てして、そういう特別な応援だったらやっぱり何らかのプラスアルファの住民サービスなり、地域の活性化に使う方が恐らくその寄付をされた方の目的にかなうんじゃないかなという、お金に色がついてないので分からないって言えば分からないんでしょうけど。ちょっと考え方がもう少し検討の余地があるんじゃないかという気がするんですが。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

現在さまざまな形で寄付の方が行われておりますけれども、寄付金の目的としましては地域振興ってことになっておりますので、おっしゃるとおりさまざまな既存の事業というよりは、こういったものに使いましたよとかですね、そういう形で明確になるもの、新しい事業そういったものに充当すべきなのかなというふうには思います。ただ一方でですね、財源っていうものを考えていく中で、やはり一定程度財源を補う必要もございますので、その辺のバランスを取りながら今回の基金の方の積み立てを行いましたけれども、これについては今まではちょっと行ってなかった部分で、積み立てを行ってその部分で広く使っていきたいというふう考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

同じくその関連で、6,708万円というものが全体の寄附金の中の、この地域安全課に案分というんですかね、どういう根拠でこの額というのが出されるというか、何か話し合いついてあるんですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

応援寄附金のうち、この金額については先ほど申しあげました地域安全課所管分の寄附金として目的を選べるようになってますので、その目的を選んだ方の分が6,708万3,000円となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。それでは次進みます。雑入の方です。雑入、46、47ページ、ここは数カ所ありますね。

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちょっと参考までに教えてほしいんですけども、下から4つ目、コミュニティ助成事業助成金ですね。これ今回は長与北部って言わんやったかな、こういうのは相手側からの申請があって助成するものか、それとも何か町として前もってそういうふうな助成をするというような、どういう決め方になつとるんですか。

○委員長（金子恵委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

こちらのコミュニティ助成事業ですけども、5つのコミュニティの方、順番に活用の方を検討しておりまして、順番になったらこちらの方から必要な備品がありませんかというところでお話をさせていただいて、必要な備品を整備を順々に行っているという状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

こちらの方につきましては、前年度にこちらの方から申請を行って決定をされる事業となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。雑入のところですね、いいですか。次のページも、ニュータウン

の防災センターの電気使用料があります。一番下の下段でふれあいセンターの充当起債分、起債がありますね。質疑はよろしいですか。次、50、51ページ、これ中段の辺りの高田南の貯水槽分です。それでは歳入全般で質疑はありませんか。歳出に移ります。54、55ページ、防災会議の委員報酬、危機管理専門員などが地域安全課の所管です。堤委員。

○委員（堤理志委員）

説明があったなら申し訳ないんですが、防災会議6人分ということですが、何回開催されたのかということと、あと例えばこれは定例的なものなのか、例えば台風が来ている時に事前に開いたりとかそういったことはやらないのか。ちょっとその辺の制度も含めて教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

防災会議につきましては年に1回の開催となっております、主に防災計画の見直しに係るものとなっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。次進みます。56、57ページ、これも旅費や負担金等に地域の分が入ってますが、いいですか。それでは、64、65ページ。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

14節工事請負費なんですけども、カーブミラーのあれですね、町民の方から聞かれるんですが大体1基というんですか、カーブミラー、大体幾らぐらいの工事費ですか。

○委員長（金子恵委員）

田中課長補佐。

○課長補佐（田中廣幸君）

カーブミラーにつきましては、柱の形が直柱であるとか、L字型になってるとか、そういうものがあるんですけども、直柱に関しましては1基当たり7万円、L字型につきましては7万5,000円、S字型につきましては7万4,000円、あとカーブミラーが2面ついてるもののS字型につきましては11万7,000円というふうになっております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

これも町民の方からよく言われて、劣化っていうんですかね、見えにくくなってるよってということで、ああ分かりましたと、所管の方に聞いてましようかねぐらいの話ですけども、これを取り替えなきゃいけないっていう大体の目安っていうのはどれぐらいの



時期かっていることでお尋ねいたします。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

ちょっと年数については正確な決まりがあるわけではございませんけれども、設置場所とか日の当たりとか、そういったものによっても変わってくると思いますので。あと汚れてる部分につきましては職員が磨きに行ったりとか、もしくはボランティアの方に磨いていただいたりもしておりますので、使える分については使って、維持をしてまいりたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

ということは年数にこだわらず、きちっと保全とかしておけば長く持つので、何年に1回ということはないということですね。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

すいません、今、耐用年数というのは持ち合わせておりませんけれども、恐らくその目安として耐用年数が示されているかと思っておりますけれども、当然その年数どおりに必ずしも使えるものではないですし、それ以上に使えることもございますので、一律にちょっと何年というのは申し上げにくいのかなというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じく、64、65ページ、交通安全対策費の中からちょっと何点か伺いたいんですが、ちょっと順番に、まず7節報償費の高齢者運転免許証自主返納奨励金、ちょっと聞き間違いであれば申し訳ないんですが、先ほど75名ということだったかと思うんですが、これ金額からいくと3,000円ですので60名分かと思うんですが、辞退された方がいるとかちょっとこの理由をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

令和5年度中に申請があった方は73名分となっております。この差分についてですけども、13名分金額的に合わないかと思っておりますけれども、これについては一定程度在庫を持っておりまして、年度末にある程度購入をしてる分もちょっとありますので、そ

の辺をちょっと使っておりますということで、数字の方は必ずしも一致をいたしません。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

では73名の方にちゃんとその奨励金が入っているということですね、分かりました。この同じ節の下ですけれども、交通指導員報酬、現状何名いらっしゃるのかと、本町が本来何名いるのが望ましいというその人数と現状をちょっと教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

交通指導員につきましては現在17名で活動をいただいております。定数については30名となっております、定数と現状からも申し上げますと足りない状況かなというふうに思っています。年間を通して交通指導員につきましては広く周知をしながら募集の方を行っております、何名も声かけをしながらですね、ようやく減っていく中でも補いながら現状維持をしている状況でございます。なかなか以前のような状況まで戻すのはちょっと難しいのかなと思いますけれども、粘り強くやってまいりたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。多分毎年聞いてるんで増やそうとされてる努力っていうのは存じ上げてますけれども、なかなか難しいということですね。最後に、同じ目の19節、犯罪被害者等見舞金なんですが、ちょっと支給の条例ですかね、ちょっと確認してこなかったので申し訳ないんですが、先ほど交通事故っておっしゃったかなと思って。犯罪とは違うんじゃないかと思ったんですが、何かそういう交通事故でも普通にというか支給される内容の条例になってるのでしょうか。ちょっと説明いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

こちらの方が犯罪被害者に対する見舞金となっておりますので、要は交通の被害者、交通事故の被害者に関しては受けられる可能性があるということでございます。今回は危険運転致死に関する重大な事故でありましたので対象となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは、次です。70、71ページ、地域振興費、ここが地域安全課の所管です。質疑はありませんか。

下町委員。

○委員（下町純子委員）

すいません、一番下の方ですけれども集会施設整備費補助金って、増築とか改築などをされたって書いてあるんですけど、具体的にどこをされたのか教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

ちょっと具体的な場所についてちょっと持ち合わせていないんですけども、今把握してる分でちょっと申し上げます。ちょっと件数がございますので一部分申し上げます。修繕につきましては、内園自治会、百合野自治会、井手本自治会など7施設。それと附帯設備、エアコンとかそういったものになりますけれども、そういったものの補修が10件となっております。塩床自治会、ニュータウン東区自治会、高田越自治会など10件となっております。失礼しました、11件です。すいません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

70、71ページ地域振興費の18節の中からですが、下から2段目のコミュニティ助成事業補助金ですが、先ほど歳入の方にもあった助成金を用いて北部地区の印刷機ということでしたが、これぴったり150万円なんですけれども、その金額だったということなんでしょうか。というのは、2つ聞きたいのは、以前数年前に高田地区のコミュニティで印刷機というので300万円ぐらいだったかなと思うんですが、今回全く規模とか、印刷機そのものの性能等が違ってこのぐらいなのかということと、これ補助金でするので補助を受けた側が購入する際っていうのはもう町のいわゆる財務規則は適用されないと思うんですけども、本来、公金を基にしているものであって、これだけのものを買うのであれば、本来は入札等が町であれば行うべきところで、実際やはりそういう公正性とか担保してないといけないと思うんですが、こういう購入に当たってそういうちゃんと購入先を選定したかっていうのは確認されてるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

こちらのコミュニティ助成事業ですけれども、150万円びったしというのが、補助の単位が10万円単位からとなっております。その残りの端数についてはそちらの組織の方が北部コミュニティが負担という形になっております。また公平性というところですけども、委員ご指摘があったとおり今回の申請の際から、2社からしっかり見積りを

取って選定するようにこちらの方から依頼をしまして、そのように対応していただいております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

念のためですけれども、今おっしゃったその2社見積りを取るようにと依頼して、実際にそれを取った物を確認しているということですかね。あともう1点、ごめんなさい、まずそれをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

申請の際に2つの見積書を添付してもらうようにしていただいております、確認しております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと私の方で知らなかっただけであれば申し訳ないんですが、このコミュニティの助成事業に町としていわゆる補助の要綱みたいのが定められてるんですかね。それと、その中にそういう手続きをして購入するよというような規定があるんでしょうか。この後ちょっと審査する別の所管のところの補助金で、地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱っていうのがあって、これは国の補助金を使うものではあるんですが、すごいしっかりした要綱で、その中に補助対象事業者が補助事業を行うため締結する契約については一般競争入札に付するなど、町が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならないと、すごくはっきり明記されてるんです。そういうものがあるのかということです。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

コミュニティ助成事業のあちらの方の要綱にのっとり、こちらの方で申請をしている状況でございますので、こちらの方で特段要綱があるというわけではなく、あちらの方の要綱に沿ってこちらの方が申請をしてる状況でございます。宝くじコミュニティー助成事業の方の、はい。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。今71ページまで行ってますけど、いいですか。それでは次のページ、72、73ページ、ふれあいセンター管理費、こちらで質疑はありませんか。それでは、その下段から次の74、75ページまで、南交流センターの管理費が所管です。それでは次行きます。144、145ページ、商工振興費、こちらで質疑はありませんか。それでは、160、161ページ、消防費です。ここは地域安全課、全てが所管になってます。戻っても構いません。進めます。162、163ページ。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

防火水槽の建設工事費ということで、主要な施策の成果に関する報告書を見ますと、高田の土地区画整理事業地内に1基設置をされているようでありますけれども、この高田南土地区画整理の事業地内に設置されるのはこの1基だけなのか。面積からいうと、もう少し必要じゃないかなと思うんですが、もう既に設置もされている状況なのか、それともまた新たに計画的に増やしていくのか。ちょっと状況をご説明頂けたらなと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

山口課長。

**○地域安全課長（山口聡一郎君）**

耐震性貯水槽につきましては現在3基設置されておりまして、あと民間の方でもう1基設置する予定になっておりますので、全体で4基の設置となっております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。164、165ページ、上段の自主防までが、地域安全課の所管です。成果に関する報告書の説明もありました。歳入歳出、この報告書全て全体的に質疑はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

すいません、ちょっと戻って申し訳ないんですが、歳入の方の自衛官募集事務委託金というのが、毎年あるんで今までちょっと聞いてこなかったのもあれなんです、金額も低かったもんですから。ちょっと一度確認しておきたいんですが、これは実際にはどういう事務をされるんですかね。自衛官募集の名簿を提供するような事務ですかね、ちょっとお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

山口課長。

**○地域安全課長（山口聡一郎君）**

自衛官募集事務委託金につきましては自衛官の募集に係る委託金となっております、広報紙とか会議等の出席に対する経費が出ているものでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すいません、ちょっと何かニュースとかでも18歳とか20歳ですかね、対象年齢の何か若い男性、男性だけですかね、ちょっと分からないですけど、自動的に何かそういう自衛官募集の何か通知が来たりして、何か名簿が使われているということで、ちょっと除外してほしいというような方がいらっしゃったりってということで、ちょっと何かそういう話題がありましたけれども、本町ではどうされてるんですかね。実際に本町もそういう対象年齢、18歳と22歳ですかね、の方にそういう自衛官勧誘のものとかが郵送されてるんでしょうか。もし所管が違えば、もう結構ですけど。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

本町におきましても名簿の提供を行っておりまして、ただ除外申請についてはホームページ等を通しまして行ってる状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

歳出の144、145ページ、7款1項1目12節委託料なんですけれども、教えていただきたいのですが、ファイナンシャルプランニング業務委託料なんですけど、これ何に対するファイナンシャルプランニングなのかを教えてくださいましてしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

こちらの方、年に3回募集をして行っている事業でございますけれども、家計相談ってことで、要はお金のやりくりの部分についてご相談があった方に対しまして、事前予約制で実施をしてる事業となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですかね。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

主要な施策の成果に関する報告書の16ページに投光器ですかね、LEDの投光器を本部分団に設置をしたということでありますが、ちなみに恐らく担当課現物見られたと思うんですが、その効果ですね、非常にいい、やっぱりどういう評価されてるのかということと、あと本部分団だけでいいのか、あるいは今後は他の分団にももう少し充てて

いくというか、そういった所にも拡大させていった方がいいというものなのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

こちらの投光器につきましては充電式のものとなっております、主に災害時のものを想定をして購入をしております。そういった意味合いで、本部分団は災害対応というのは、消防団全体が行いますけれども、本部分団にまずは配備をして利用してまいりたいと考えてます。特に避難所で停電になった場合等に、体育館とかに全体を照らす力があるものがございますので、非常に有効であるというふうに思ってます。あとですね、他の分団につきましてはガス式の投光器の方を配備しておりますので、こちらの方も大変明るくて使用しやすいものとなっております。ですのでまずはこのLED投光器につきましては、本部分団の方で配備をし、しばらく効果の方を見定めていきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

添付してあります写真を見ますと、板状のものが4つかぐらいあるみたいなんです、これっていうのは1本ずつ照らすことができたり、全部照らすことができたりとそういうものなのかですね。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

これ1本ずつで照らすことができまして、特に火災の場合ですね、右側にあります写真のように背負って照らすことができるものになっておりますので、夜間の火災時には大変有効であるというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

165ページ、自主防災組織連絡協議会の補助金です。ここは以前ですね、10年近く前からすると、の補助金の額は半分ぐらいになってるかなというふうに思います。で、補助金を出す上で、普通自治会には例えば4万なら4万円、5万なら5万円に対するこ

ういうことで使うから補助をしてくださいということで、実際に申請、最初に出しますよね、最終的に決算みたいな報告書を出す。実際のこの連絡協議会の方に関してのこの20万円っていうのは、冒頭にやっぱりそういうふうな手続きを取っての20万円を補助するっていうことで手続きがなされてるんでしょうか。

○委員（堤理志委員）

荒木課長補佐。

○課長補佐（荒木啓二君）

この連絡協議会補助金については例年事前に申請というのを受け付けております。その際に総会で協議した活動計画を基に申請ということで20万円してるんですが、具体的な内容については5年度であれば炊き出し訓練というのをやったんですけども、そういったものを何をするかっていうのは、その後の協議で決めていただいたものを行って、後日また総会の時に承諾を得るというふうな流れになっております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

この自主防災組織自体が法的に決まっている組織ですので、この組織に関して云々言うつもりはないんですけども、年間何かを、今回は炊き出し訓練でした、その前は地震体験機とかそういうものいろいろありますけど、そういうものって、総会でとおっしゃいましたけれども、そこに至るまでは理事会か何かで会長を含め、理事の皆さんから提案をされたものを実際に実施をされてるんでしょうか。

○委員（堤理志委員）

荒木課長補佐。

○課長補佐（荒木啓二君）

はい、おっしゃるとおり事前に役員会というのを開催をさせていただきまして、何をするかっていうのを、こちらの方が提案することもありますし、提案を頂くこともあるんですけども、そこで何をするかっていうのは決めてから実施をしていくというふうになっております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

その内容なんですけど、炊き出し訓練というのは去年も多分されてる、去年か一昨年ぐらいかな、近い時期にされて、で今回ちょっと大きな訓練が5月でしたっけね、開催をされた時にも同じ炊き出し訓練をされたということで。実際にこれが住民皆さんに結局動員をかけられてしているようなものなので、これが住民全体に対して周知がされてるか、この炊き出し訓練が良しとされてるかというふうになると、その効果としては薄いんじゃないかなと思っていて。で、この20万円の使い道なんですけど、そういう訓



練に関するものっていうのは町からの別のものがあったりとか、たまりがあったりする  
のでそういうものを使うかもしれないけど、この20万円の補助金に関しては、もう少し  
住民全体が分かりやすいような取り組みをもうちょっと考えたら、ちょっと言い方が  
あれなんですけど、もっと使い道が、例えば役員の研修と何とかが入ってるけれども、  
他にも何か使い道があるんじゃないかな、改めて再考してもいいんじゃないかなという  
時が来てるんじゃないかなと思って。炊き出し訓練は確かに重要なんですけど、長与町  
で言ったら例えば土砂災害とかが懸念されます、心配されますって言ったら、それに関  
する全体的な講習なり何なり、それとかハザードマップの地域を回っての説明会なりっ  
ていうのを自主防災を中心に行うなど、もうちょっとソフト的なもので使われてもいい  
んじゃないかなという、その活動をずっと見てて、報告、この予算決算で話を聞いてて  
もそういうふうを感じるんですけど、今後の自主防に対する考え方ですね、住民に対し  
てのそういう周知面の考え方とか含めて、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

**○委員（堤理志委員）**

山口課長。

**○地域安全課長（山口聡一郎君）**

自主防災組織連絡協議会につきましては、各自治会と自主防災から代表の方にお集まり  
いただきまして、研修等を主に行わせていただいておりますけれども、主な目的とし  
ましては、そこで学んだことを自分の自主防に持ち帰ってそれをそちらでも実施をして  
いただきたいというのが一番の目的にはございます。ですので、昨年の炊き出し訓練を  
例にとりますと、炊き出し訓練を行って、実際に行ったもの、流れとかそういったもの  
を自分たちの自主防災組織に持ち帰って、もしくは近くの地区と集まって、それをまた  
実施していただきたいと。要は裾野を広げていただくために活動していただきたいとい  
う思いで実施をしております。ご意見いただきましたようにさまざまな今頂いたような  
意見も踏まえまして検討していく必要があるかと思っておりますけれども、こちらの思いとし  
ましては、自治会長研修とかもそうですけれども、同じように見聞きしたものの、先進的  
な取り組みなどを持ち帰って自分たちのところに生かしていただきたいと。そういった  
思いで実施しておりますので、今後も引き続きこの研修等については実施をしていき  
たいと考えておりますし、一番の思いとしましては自主防災がやっぱり災害時活躍をでき  
るようにしていきたいと思っておりますので、今回今年度自主防災の研修とかも行いますけ  
れども、その辺も踏まえて、全体のスキルアップを図っていきたいという思いで実施を  
しております。

**○委員（堤理志委員）**

金子委員。

**○委員長（金子恵委員）**

もう多くは申しませんが、もう一つの目的というのは、各自主防災組織が自立をす  
るということが一番大事なのかなと思うんですけども、そちらに対する行政からの指

導、支援、そういうものがやっぱり重要なと思うんですが、何かをするとかなんとかじゃなくて、やっぱり自立をする、各組織が自立をするというところにも力を入れていくのはどうだろうかというふうに考えるんですけど。最後の質問です。いかがでしょうか。

○委員（堤理志委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり各自主防が自立をして活動できるようにしていくの私たちの役割だと思ってますので、実際自主防災組織の方にも各自主防の方にも私たち職員が出向いて講習を行ったりとか、さまざまな手助けを行っておりますので、当然全体で研修をしながら各自主防の方の取り組みについても支えてまいりたいと考えております。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他に全体的に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで地域安全課の質疑を終了します。

場内の時計で10時40分まで休憩します。

（休憩 10時32分～10時39分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより情報政策課の審査に入りたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

皆さんおはようございます。それでは情報政策課所管分について、事項別明細書に基づいてご説明申し上げます。まず歳入でございます。事項別明細書の28、29ページをお開き願います。一番下の行でございますが、14款2項1目3節デジタル田園都市国家構想交付金のうち、デジタル実装交付金75万5,040円が情報政策課所管でございます。これはLINE機能共同化事業負担金に充当するものでございまして、補助率は2分の1でございます。46、47ページをお開き願います。20款5項1目1節雑入のうち上から3番目でございますが、会議時支弁旅費65万2,100円のうち15万1,460円、同じくページ中ほどにございます研修助成金収入20万4,050円のうち5万円、この2つが情報政策課所管でございます。今申し上げたどちらも全国町村会の事業でございますデジタル創発塾への参加に対する助成金でございまして、補助率、助成率は100%でございます。

次に歳出でございます。68、69ページをお開きください。2款1項9目電子計算費が情報政策課の所管となります。令和5年度の電子計算費の支出済額は1億6,828万8,157円でございます。前年度比約1,930万円の減少。人件費を除くいわゆる事業費に相当する額での比較では、前年度比約2,335万円の減少となっております。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、情報政策課7人分の人件費で合計4,591万5,969円でございます。8節旅費は20万3,040円、10節需用費は55万5,478円、うち消耗品費ではパソコン端末用のメモリなどの情報機器関係の消耗品を購入しており、修繕料ではタブレット端末の交換修理、情報管理室内の無停電電源装置バッテリー交換を行っております。11節役務費は6,113万1,620円。回線使用料は県や自治体とのメールのやりとりや社会保障・税番号制度の情報連携の回線として使用しております総合行政ネットワーク、LGWANと申し上げますが、LGWANの回線使用料、町内施設との専用回線の使用料になります。またデータセンターサービス利用型基幹システム使用料は、住民基本台帳システム、税システムなど本町基幹業務システムに係る使用料でございます。12節委託料は2,656万6,760円で、前年度比約1,848万円の減額となっております。電算システム運用開発委託料がそのほとんどを占めておまして、年度ごとに変動がございます。今年度、令和5年度の主なものとしたしましては、特別徴収税額通知の電子化に関する基幹税務システム改修業務委託、同じく特別徴収税額通知の電子化に関する文字コードの統一、外字の同定業務委託、森林環境税課税開始に係る基幹税務システム改修業務委託を実施しております。なお繰越明許費として、個人住民税システム改修事業44万円を令和6年度へ繰り越しております。13節使用料及び賃借料は2,356万5,626円で、前年度比約213万円の減額となっております。電子計算機及び周辺機器等リース料は、再リースへの転化により約129万円の減額となっております。情報化推進技術使用料は汎用的電子申請システムの利用料でございます。ファイル伝送システム使用料は各金融機関への口座振込の伝送に係るシステム使用料でございます。17節備品購入費は426万740円で、前年度比約498万円の減額となっております。業務系パソコンを共同調達により20台購入し、またインターネット系パソコンを21台購入しております。18節負担金、補助及び交付金は608万8,924円で、前年度比約146万円の増額でございます。これは次のページ、70、71ページでございますけれども、LINE機能共同化事業負担金の支出が新たに加わったことによるものです。また、共同調達のパソコンが減少したことに伴い、電算用機器共同調達事務費負担金が約11万2,000円減少しております。以上が、事項別明細書の説明となります。

また主要な施策の成果に関する報告書の18ページ、19ページに情報政策課所管分について2つの事業を掲載してございますので、お読み取りいただければと存じます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。28、29ページ、こちらの歳入の方から質疑を行います。質疑はありませんか。これは一番下ですね。デジタル実装交付金、ここが情報の分です。戻っても構いません。46、47ページ、雑入、ここは2カ所です。会議時支弁旅費、これが15万1,460円。それと研修助成が5万円という説明がありました。それでは歳出の方に移ります。68、69ページ、電子計算費、ここが全て情報政策課の分です。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

使用料及び賃借料の中でウイルス対策ソフト使用料というので上がっておりますが、ちなみに例えば不正アクセスだとかウイルスが侵入を試みようとしているとかそういった形跡なんかがやっぱりあっているのか、その辺の状況というのはどうなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

今のところ確認はされてございません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

電子計算費17節ですが、一般備品購入費で先ほどご説明で共同調達で40台ぐらいですかね、トータル。当然情報政策課だけの分じゃないということになりますが、各課で当然使うのであれば、各課の備品購入費とかにならないのかなと思うんですが、その辺りこの予算の計上の仕方というか、ちょっとどういう理由なのか伺えればと思います。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

そのような考えもあり得るというふうに思っております。ただこれ従前からそうなんですが、共同調達をしている、それと業務ごとに各端末の設定をしないと使えないという実情もございますので、もし各課端末で購入して調達をしていただいたとしても、それをまた情報政策課の方の管理係の方に持ってきていただいて、いろいろな設定をしなければならないというふうなところもございます。そういった業務の流れとかそういったものも含めて、現在情報政策課で一括で調達をしているという点もございます。もう1点、共同調達しますので複数台数を一気に購入できるというふうなこともあったり、いろんなスペック等々の調整も効く、所管課に行くと高スペックのものを買ったりとか、どのぐらいのスペックが必要なのかというところの情報もなかなか均一で測れないというところもございますので、そういうふうな利点もあろうかと考えてございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。次のページの上段のそこまでですね。  
堤委員。

○委員（堤理志委員）

71ページのLINE機能共同化事業負担金ですけれども、ちょっと意味が分からないのがこの共同化事業というのは、ちなみにどこ共同されてるのかですね。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

説明が不足しておりまして申し訳ございません。まずこの共同化事業負担金のなぜ負担金という形になっているのかということですが、こちら共同調達を実施しておりますところと同じ、長崎県市町村行政振興協議会、こちらが共同の事業という形で実施をしてございます。こちらに参加をするというふうな位置付けになってございまして、それに伴う負担金というふうな状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

了解しました。ちなみに長与町の公式LINEアカウントで、これは最近なのか前からなのか、例えばいろんな修繕箇所などの依頼がこのLINE上でできるようになってますよね。そういうデータっていうか、個別に送ったデータというのは、どこかの集中的にやる場所が県にあるのか、それとも町にあるのか、この辺りいかがなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

こちらは長与町の領域というふうなことで当然でございますけれども、クラウド上、つまりセキュリティが担保されたインターネット空間というかサーバー上でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

例えばAさんやBさんがそういった所を利用して、いろんなお願いなり情報を送ったことは、すぐ長与町の職員も閲覧して確認ができるように、それはすぐできるようになってるのかどうかですね。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

こちらの方としては当然管理をする端末というのがございまして、そちらの方で管理

をするわけなんですけれども、当然そこにはリアルタイムで情報は到達するというふうな状況にはなってございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じくLINE機能共同化事業負担金に関してこの主要な施策の報告書の方からなんですけど、ここに中段、事業の実績ということで37手続きとあるんですけれども、例えばパブリックコメントとか、場合によっては申請とかってというのは、内容によって当然期間が限られると思うんですよね。通報とか予約ってというのはもう常に通年行ったりするものもあると思うんですが、これ、ちょっとこのそれぞれの申請とか予約、申し込み等ってというのはどういうもの、具体的にどういったものなのかをご説明いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

まず令和5年度の申請という区分で出させていただいておりますものが6手続きというふうな形で記載をさせていただいております。こちらの内容といたしましては、お譲り抽せん会ですとか、こちらのあと制服の抽せん会、あと人間ドック、脳ドックの助成の申請、あと講座ですね、弦楽器講座の申込み、あとは広報ながよの写真投稿等がございます。あとパブリックコメント1件でございますけれども、こちらは複合施設のパブリックコメントという形で実施をいたしました。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そもそものこれちょっとどういうものなのかですね。ここの一番下にLINEアカウントの友だち登録者数っていうのがありますが、町が何かそういうパブリックコメントをしたい、募集したいとなった時に、このLINEにそれを送ると、この登録してる人に流れて、その時に利用してもらってということなんですかね。そうするとこの通報とかってというのは43件ありますけど、これは特にそういう何かを募集してる時じゃなくて、そのLINEの方に町民がこういう危険箇所があるとかがっていのを通報してきたという意味なんでしょうか、ちょっと説明お願いします。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

これが、今ご指摘いただきました申請ですとか、パブリックコメントですとか、あと

通報ですね、こちらによっては住民の方々のリアクション方法というか、受け方が少し異なるというふうなイメージを持っていただければと思います。私どもの今のこのLINEによる行政手続等の進め方は、当然いろんな手続きあるんですけども、まずニーズが高いものとか、所管課がこれはやれるよねというふうなところのニーズをつかんだ上で、それを私どもが実装すると、それができるようにするんです、LINEでできるようにするというのをDX係の方でやってます。それが整った段階で申請とかは行う。まず申請を行います。ですので、ある意味その対象者が限定をされます。この手続きはLINEですするというふうなことです、広く一般の申請全てができるというふうな進め方を現在してございませんので、準備が整ったものからやってる。ですので、その対象の範囲の方々に例えば文書通知の中でLINEでもできますよという伝え方をさせていただいたり、あとはLINEの登録も済まれている方とかはそこからアクセスができたり、最初のトップページ等々から入れるというふうなパターンもございます。パブリックコメントにしても同様です。LINEの登録をされてる方に直接パブリックコメントというふうな形でポンと出てくる。で、できるというふうな形の流れですね。あと通報にしては、もう最初のご登録いただいた長与町のLINEの公式アカウントに通報というマークというかボタンがあります。ですので、それをしていただくというふうな流れになりますので、そのアクセスの仕方というか、流れが少し異なるという点がございます。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

はい、今のところは分かりました。そうするとパブリックコメントについてですね、これはもちろんパブリックコメントを募集するそれぞれの所管課のことにはなってはくんですけども、常々思ってるのが本町のパブリックコメントっていうのは非常に回答が少ない。何かものによってはゼロとかっていうと時も結構、結構か分かんないですけど、実際にあったのを目にしたんですが、この今おっしゃった複合施設についても多分1桁ぐらいですよ。このLINEからは1ということですけど、それ以外含めても多分1桁ぐらいだったはずで、そういうところがいわゆるこのパブリックコメントを本当に集めるつもりがあるようには客観的に見えないんですよ。いわゆるパブリックコメントを募集しましたよというアリバイづくり、よく言われる、そういうふうなことに見えるんですね。そういうふうに見えないためにも、今後、せっかくこういう新しいLINE等が使えるわけですから、パブリックコメントはもう必ず100%この所管課のものでもLINEを使って送るとかですよ、もっと本当に町民の意見を集めるようなやり方にしなければ、このそれこそ予算も無駄に、無駄にということもつたいないと思うんですが、その辺り今後の展開等はどうお考えでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

パブリックコメントに限らず、いろいろなLINEを使ってできる手続き等については、こちらの方も情報政策課としても積極的に活用していただきということで、アナウンスを内部のほうではさせていただいております。一定その行政手続については、例えば比較的LINEを利用される子育て世帯の方ですとか、生涯学習課の講座とか、あと税務の確定申告の予約ですとか、そういった方々にはかなり好評というか、ニーズがありますということです。ただ、一定その所管課の方もいろんな現在の手続きの流れ等々もございまして、情報政策課の方で一括してこれはこうしましょうというふうな段階までは至ってないというのが実情ではございます。私どもも今の段階で体制として全てぐっとこうこれほしいあれほしいというふうなところで、今かなり来てはいるんですね。ただそれに対応がなかなか難しいという状況まで今はきておまして、担当職員が今2名か3名でやっておりますけども、もうほぼ常時何らかの相談を受けて対応に当たっているというふうな状況もございます。この辺り職員等の認識もかなり広く出てきているかなというふうには思いますので、特に今回パブリックコメントということでございましたけれども、そういうふうなところも一定今回は複合施設ということで実績もございまして、所管課も検討を進めてくれるものだろうというふうには考えてはおります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

またLINEの件でちょっとお伺いしたいんですけれども、主要な施策の成果の部分で見ますと、長与町公式LINEアカウントに友だち登録をされてる方が7,246人、令和6年3月末現在の数字だということでもありますけれども、この数字の評価ですね。ちなみにちょっと今私日本でどのくらいの方がLINEを利用しているのかと見たら、いろんなデータがありますけどおおよそ9,500万人から9,700万人っていうのが出ていまして、その割合から見ると実際少ないかなという気がするんですよ。一つはやっぱりもっとうち使ってもらう、せつくなので使ってもらうような取り組みが必要じゃないかというのが1点と、ただ今お話がされてたようにこれがどっと登録が来た時に本当にその町が対応できるのか、もういろんな所からここがどうだあだというのがもうばーっと、今までは役場に行ったり、電話で対応というのが主だったのが、ある意味町民にとっては便利なのは一面、受け皿の方の体制が今の話じゃ2人の方が担当されているということなんですけど、各所管にきつと振り分けてっていうような何かこうそういう組織内の整備というのがやっぱり必要になってくるんじゃないかなという気もするんですけど、一つはもう少し利用者を増やす努力のことも、あとその受け皿の件とちょっとお伺いしたいと思います。



○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

まずLINEアカウント、友だち登録の数についてですけれども、これを始める前と比較すると確実に増えているというのが現状です。もう一つ、ちょっと特徴的だねって言って課内の中で言ってるのが、増えてまた減るんですね。必要な手続きだけをした時には入るだけけれども、あとはもうブロックすると。こういう状況が見受けられます。もう一つはプッシュ型通知っていうふうなことも一定一部やっちはいるんですけれども、それが嫌だということで、やり過ぎるとブロックがかかるということもありますので、そこは今年度の申請の手続きを実装した時にぐっと増えたり、でもそれが終わると減るっていうジグザグした形で動いてるねっていうところは評価としてございます。ただ、少なからず右肩上がりではあるということもあります。これは監査委員の方からも指摘いただいているんです、どういうふうにして普及して、こちらの目指すところは常時友だち登録の方、登録してくださってる方が一定数確実に増やしていくっていうふうなところもございますので、その内容とあとその頻度っていうところの最適化といいますか、そういったところを今模索をしているという段階でございます。あともう1点通報についてですけれども、これはですね、すいません、私の説明がよくなかったんですけども、今現在通報してる所管は地域安全課の分野と土木管理課の分野で、道路とかあと交通系は地域です。で、これはそれぞれが所管をしております、それぞれアカウントを持って所管課が把握をするという形になってございますので、情報政策課の負担というところは実装までということでございますので、そのあとそこを受ける側、所管課の方の体制としてそこは一定実装してLINEするぞという時には、そこまでの体制を整えた上でこちらの方も実装しているというふうな流れでございます。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

すいません、同じところなんです。私こういうのは全然疎いんで、ちょっとお聞きしたいんですけども、LINEといえば、グループLINEで全員が友だちのような共有して何でも同じ共有するというイメージがあるんですけど、そういった時に例えば今言われた通報とか、何て言うのかな、他の、あまり、ですからそういうセキュリティ的なそういうのは大丈夫なんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

特に通報で、誰が通報しましたよという情報は、基本的には、これすいません、内容によっては再度ご確認させていただくという場合もございますので、個人の、その方誰

ですかというふうなことまで求めているものも、恐らくあろうかと思えます。ただ、一般的にこういう状況でしたよというふうなところの情報でとどめてご報告いただける場合も、それはあるのかもしれませんが。ただその情報は、受けた側がどういうふうにして優先順位をつけて対応していくのかという所管課がそれぞれ判断をさせていただくということになります。個人情報という点については、当然、自分が誰かっていうところを知られたくないという意味の個人情報であれば、それは手続きによって異なったり、それは入れなくても、通報ができるようなものもあるかもしれません。あと、その情報自体の管理がどうなのかという意味での個人情報でいくと、それはセキュリティとしてはしっかりと他の方からアクセスされるというふうなことはありませんので、ご心配いただかなくてよろしいかなと思っております。

○委員長（金子恵委員）

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

すいません、同じくLINEに関してなんですけど、この公式LINEの最初に登録をした時に「登録ありがとう」とありますよね。でいろいろ役立つ情報を届けると。でその後に私も私の公式LINEを持ってるんですけども、その中にもし通知、お知らせが多いと感じた時には「通知をオフにしてね」というような一文を添えてます。で、これが若い方だと、それは言われなくても多いなと思ったらオフにする方もいらっしゃるかと思うんですけども、あまりLINEの使い方が分からないという方に関しては、その通知のオフということ自体の意味も分からないので、そこにまた通知のオフの仕方をここに載せるか、ちょっとリンクを貼って通知オフの仕方というふうにするかでお知らせをしたら、そのブロックの数も減るのではないかなと思います。今まだいろいろサービスが充実していったる途中だと思いますので、あと自分に関心のあることのチェックを入れて、そのお知らせが届くようにしていくというようなシステムの構築も今後考えられてるかとは思いますが、まずその通知をオフにしてねというところを少しされるといいのではないかなと思いますけども、お考えをお聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

そうですね、ここはちょっとニーズがやはりなかなか難しいところかなというふうに思います。こちらとしてはずっと通知の方をオンにさせていただきたいというところも内容によってはございます。ただ、そこをどれだけ個人にカスタマイズできるようにするのかというところは、おっしゃっていただいたようにこちらもすごく一番悩みどころで、検討を引き続きさせていただきたいと思います。貴重なご意見として承りたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

補足として、町の情報が知るのうれしいんですけども、やっぱり数が多いなっていうふうに感じているので、私も通知オフにはしてるんですね。それでも見ることができるので、ちゃんとバッチがつかますからなんですけども、すいません、繰り返しになりますけども、個人個人に合った情報が届けられるようなシステムですね、チャットボットとか入れられたらいいかなと思います。すいません、回答は要りません。

○委員長（金子恵委員）

質疑で終わるように。

○委員（藤田明美委員）

かと思えますけれども、チャットボットなどの導入などは今後されるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

チャットボット等も含めて、幅広に検討は進めさせていただいているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

情報政策課のさまざまな歳出全般にかかってくると思うので、最後に伺いたいんですけども、町の基本計画でもAIやRPAを導入して業務の効率化を図るという方針になってますが、現状ここ数年とかで何か大きく変わった、例えば導入したことでこういう効果が実際に、例えばどっかの部、課でこういう経費が削減できたとか、そういう具体例がなければ大体の進捗といいましようか状況でもいいんですが、それとそれに合わせて今後さらにそういうAI、RPAの導入が進むと、例えば今回の決算に出てるような各種費用、ここが上がってくるとか、今後増加するとか、何かそういう予定のある費目があれば伺いたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

関口係長。

○係長（関口直人君）

私の方からRPAの導入実績についてご説明いたします。実際今具体的にRPAを使った業務効率化として、政策企画課やこども政策課、あと学校教育課とそれぞれの課で、予防接種の記録に関してシステムの方に自動で入力するようなそういったシナリオを作

成して、今事務の効率化を図っております。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

あと後半のもう1つのご質問です、総括的にA I、R P A等々が進んでいった時の予算がどうなるかというご指摘だと思います。このA Iについてはいわゆる生成A Iと言われるものの導入、これも当然のことながら検討は進めておりますが、今ご案内のようにいろんな生成A I等々ができているっていうところと、あと本町のセキュリティネットワークというふうなところの問題で、どういうふうなものに導入できるのかというところがもうほぼ日々刻々と変わっていったり、状況として変わっていったりというものがございます。まずそういうふうな技術がすごく進展しているというところと、私たちどものネットワークの状態がどういうところのものかというところをどうイメージするのか。あと金額ですね、これ非常に高いっていうところもございます。一定数千円のライセンスとして活用するというものもありますけれども、そうすると例えばインターネット上でしか使えないとかそういうふうなものがございます。ですので、こういったもの全てですけれども、何に使うのかと、何に効果があるのかというふうなところをやはり一番に考えて、それをいつ導入していくのかというところを全て考慮しながら、この導入に向けては検討しております。ですので、一つ言えるのは金額はやはりどうしても上がってくるだろうと、ここについては今よりも増えるというふうな、多寡はですねちょっとなかなか今お示しできませんけれども、金額が増えていくようなトレンドなんだろうと。ただ、それと行政サービスの向上というふうなところは当然結びつけなければいけませんので、一定人件費等々とか他のコストを抑制するといった意味でのA I、デジタル化っていうのも当然あるかと思っておりますけれどもそれだけではなくて、行政サービスを今より向上させるんだというプラスアルファの部分が出るので、どうしても予算が上がってしまいますと、こういうふうなトレンドも一定ありうると思っておりますので、こちら当然議会の皆さま方のご了解等々をいただきながら進めてまいりたいなど、進めることができたらというふうな思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、情報政策課の審査を終了します。お疲れさまでした。

場内の時計で11時35分まで休憩いたします。

（休憩 11時20分～11時31分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより秘書広報課の審査に入ります。本案について提案理由の説明を求めます。

木戸課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

皆さまこんにちは。それでは、秘書広報課所管分につきまして説明をさせていただきます。事項別明細書の44、45ページをお開きください。歳入になります。20款5項1目1節雑入の1行目、キャラクターグッズ販売料全額と、46、47ページの3行目、会議時支弁旅費のうち50万640円、同じくページの中段より少し下の広告掲載料のうち32万8,000円が秘書広報課所管分となります。これはホームページのバナ一広告料、宝くじの広告掲載料となります。以上が歳入の説明となります。

続きまして、54、55ページをお願いします。2款1項1目一般管理費のうち正規職員の人件費を除いた秘書広報課所管分の支出済額は778万391円となります。1節報酬の7行目、一般事務補助パート報酬の全額が秘書広報課所管分となっております。3節職員手当等の5行目、時間外勤務手当のうち99万31円が秘書広報課所管分となっております。続きまして、56、57ページをお願いします。8節旅費の1行目、普通旅費のうち161万6,030円、同じく4行目、会計年度任用職員通勤手当のうち1万2,000円が秘書広報課所管分となります。9節交際費の町長交際費は全額秘書広報課所管分となっております。10節需用費の消耗品費のうち90万9,966円、食糧費のうち4万8,820円、印刷製本費のうち7,480円、修繕料は全額秘書広報課所管分できぐるみのメンテナンスに係る費用となっております。11節役務費のクリーニング料は全額、通信運搬費のうち2万2,591円が秘書広報課所管分となっております。12節委託料のうち4行目、公用車運転・点検業務委託料、7行目のイメージキャラクター商品等製作委託料が全額秘書広報課所管分となっております。13節使用料及び賃借料の自動車借上料のうち29万650円、有料道路等使用料のうち12万2,690円、駐車場使用料は全額秘書広報課所管分となっております。58、59ページをお願いします。2目文書広報費は全額秘書広報課所管分になります。主要な部分のみ説明をさせていただきます。7節報償費の謝礼は広報モニター4名分とフォトコンテスト審査1名分の謝礼分となっております。また記念品代につきましては、広報1月号に掲載しておりますお年玉クイズの正解者への記念品代30名分とフォトコンテスト入賞者8名分の記念品代となっております。8節旅費の普通旅費は広報取材関係で出張したものとなります。10節需用費の2行目、印刷製本費は主に広報ながよ印刷料となっております。12節委託料の1行目、ホームページ保守更新業務委託料はソフトウェアの運用支援、障害発生時や各種問い合わせへの対応などホームページに関する保守業務の費用、2行目、写真撮影委託料は広報ながよ新年号に掲載する町長などの写真撮影代、3行目、ホームページ改修業務委託料は災害時の避難情報の表示に関するものとなっております。17節備品購入費は、各種イベントなどに参加する際に使用するPR用のバナースタンドを1台購入しております。18節負担金、補助及び交付金は日本広報協会の会費となっております。以上が秘書広報課所管分の主な説明となります。ご審査のほどよろしく

お願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。まず、雑入の44、45ページ、一番下段のキャラクターグッズ販売料、ここが秘書広報課の所管です。次のページにも2カ所、バナー広告等がありました。歳入は以上ですけど、質疑はありませんか。よろしいですか。では後でまた聞きますので、歳出の方に入ります。54、55ページ、こちらで質疑はありませんか。いいですか。56、57ページ。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

56、57ページの2款1項1目9節、町長交際費について伺います。もちろんどの自治体にもこういう首長の交際費ってのはあるんですけども、改めてどういったものに使われているのか、それからかなり幅はいろいろあると思うんですけどももし分かれば件数、その中でも主なものとかってというのがあれば幾つか伺いたいんですが。

**○委員長（金子恵委員）**

木戸課長。

**○秘書広報課長（木戸武志君）**

主な交際費の用途は、各種団体の総会に対するお祝い金など55件、51万8,030円となっております。総数といたしましては115件の149万1,670円となっております。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

そうすると、全体で今おっしゃった115件ですよ。そうすると支出額は149万1,670円となるとおおよそ1件1万円から2万円程度になると思うんですが、これが毎年予算請求は270万円、ここ何年かを見てのことですが、それに対して実際に毎年約100万円ぐらい不用額が出てくる傾向があるようなんですね。もちろん私も交際費そのものの趣旨も必要性も十分分かってるんですが、例年大体もうこのぐらいというのがあるんであれば、しかも1件の件数がいきなり例えば何十万円もする交際費が1件とか何件出てくることは考えにくいので、この予算請求額を例えば50万円ぐらいとかでも減らせるんじゃないかと思うんですが、その辺りの考え方をお聞かせください。

**○委員長（金子恵委員）**

木戸課長。

**○秘書広報課長（木戸武志君）**

交際費の不用額につきましては、令和2年度から令和5年度までの不用額一定程度ございますが、全てコロナの影響によりさまざまな団体の総会などが自粛されたためであり、主にお祝い金の支出が減少したことが要因となっております。なお、コロナ前の令

和元年度執行額は207万6,454円であり、執行率76.78%でございました。交際費の支出は突発的な理由に基づくことがあるため、一定額の不用額が発生することもご理解いただきたいと思っておりますが、今後の予算要求につきましては適切な予算積算に努めていきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。そもそもこの支出に当たって、他の自治体の例では首長の交際費取扱基準ってというのがあって、こういう内容にだけ使えますよとか、あと目安の金額まで場合によっては決めている、もちろん必ず幾らと決められない内容もあるようですけども、そういったまず基準や要綱というのが、この交際費支出にあるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

内規として基準を設けております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。最後に、これも自治体によってですが、あるこれは市なんですけれども、神奈川県にある。市民から信頼される風通しの良い市政を目指し、徹底した情報公開を推進しており、この一環として市長交際費を積極的に公表していますという、ホームページで公表している市があるんですが、そういうお考えは、公表っていうのについてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

もちろん交際費の公開をしている自治体があることは承知しております。県内でも12市1町が公開しております。今後の公開につきましては、慎重に検討をしていきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。それでは、次、58、59ページ、文書広報費、ここは全て秘書広報課の所管になってます。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

報償費で謝礼というところがありますが、これは広報モニターへの謝礼だということでありましたけれども、ちなみにどういう意見とか要望が広報モニターから出され、そ

れが何らかの形で反映されたというような状況があればお聞かせいただきたいと思ます。

○委員長（金子恵委員）

池田係長。

○係長（池田昇平君）

広報モニター会議につきましては、令和5年度に3回実施をしております。大学生と一般の町民の方に入っていただいて3回実施しております、デザインとか特集案、そういったものについてさまざまなご意見を頂いております。長与町の広報紙でも、コンテンツ、情報通とかインフォメーションとかあるんですけども、その統廃合につきましていろいろご意見を頂いて、令和6年5月から結構コンテンツを変更した形で意見を反映させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

効果があつてるといふ状況だと思ます。ちなみにモニターが今の話ですとかなり積極的に関わつていろいろな提案がなされてるようですが、この方々つていうのはやっぱり一定の専門性を持たれていらつしゃつたからできたのかなといふ気がちょっと見ててするんですが、その辺り全くの広報とかデザインとかについてあまり知識がない方なのか、それとも一定編集なりデザインなりについての知識があられる方だつたのか、この辺りいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

池田係長。

○係長（池田昇平君）

モニターの募集につきましては特に一定の資格とかそういった条件は特にないんですけども、委嘱した方は仕事でそういう広報の仕事に携わつてたり、元自治体の職員であつたり、あとは他の市町の広報紙を興味があつていろいろ分析している方、そういった方とか、あとはSNS発信を日頃行つている方、そういった結構精通している方が多くて、結構専門的なご意見等も頂いて私たちが気が引き締まる思いだつたんですけども、そういった方にご意見いただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

同じ59ページの12節委託料で、ホームページの保守更新、言葉なんですけど、保守更新業務委託料とホームページの改修業務委託料、私、文系の人間でよく分からんですけど、この保守更新業務と改修業務といふのの違いといふか、ちょっと簡単に教え



てください。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

こちらホームページ保守更新業務委託料につきましては、今私どもが使用しているホームページに係る費用、職員研修費であったり、運営に係るメンテナンスであったり、そういった費用全般となっております。で、ホームページ改修業務委託料につきましては、昨年地域安全課の所管、Lアラートの表示が一致していないと。ちょっと高齢者等避難とか、そういった表現方法が変更されたんですけども、本町のホームページは以前の避難勧告とか、そういった表示になっていたの、最新の仕様に改修したということになっています。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

この性質上、分けて委託料をするっていうのが何か要するに素人考えですけどね、セットですと幾分いわゆる安くなるかとかそういうふうな考えですが、そういうわけじゃないんですか。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

このホームページ保守更新業務委託料につきましては、令和7年までの長期継続契約を結んでおります。ホームページ改修業務委託料につきましては、去年補正予算で計上させていただいたものとなっております。なのでセットっていうことは、ないのかなあと思っております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

やっぱり今後もまずそういうことはできないということですか。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

このホームページ改修業務委託料につきましては、基本的に発生しないものと思っております。更新業務委託料の中の契約ではですね。あくまでも、何か改修する必要があるといった場合に出てくるものとなっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで秘書広報課の質疑を終了します。

場内の時計で13時10分まで休憩します。お疲れさまでした。

(休憩 11時51分～13時06分)

#### ○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより健康保険課の審査を行います。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

#### ○健康保険課長（森本陽子君）

健康保険課所管分につきまして、事項別明細書に基づきご説明いたします。まず歳入です。22、23ページをお開きください。12款1項1目3節老人福祉費負担金、一番下の後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金は、長崎県後期高齢者医療広域連合へ派遣している職員1名分に係る人件費です。28、29ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金、一番上の国民健康保険基盤安定負担金は、国保財政の安定化に資するため繰出金の2分の1相当額を国が負担するものです。2目1節保健衛生費負担金、上から2番目、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、個別医療機関の接種費など新型コロナワクチン接種に直接要する費用に対する負担金です。次のページをお開きください。14款2項2目3節老人福祉費補助金の老人保健事業推進費等補助金（原爆分）のうち当課所管分は620万9,000円で、後期高齢者の保険給付費に対する負担金のうち、被爆者に係る給付費の一部を国庫補助金として受け入れるものです。3目1節保健衛生費補助金の一番上、疾病予防対策事業費等補助金は、がん検診受診促進を図るための補助金や風疹の抗体検査等に係る補助金です。その2つ下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施するための体制確保に対する補助金で、コールセンターの設置費用やシステムの改修費用、クーポン券の印刷費用等が対象になっております。一番下の8020運動・口腔保健推進事業補助金は歯科疾病予防事業に対する補助で、町立保育所、町立小中学校フッ化物洗口事業で使用するフッ素等の費用に充当しております。次のページをお開きください。14款3項2目1節社会福祉費委託金は国民年金に係る事務委託金です。15款1項1目1節社会福祉費負担金の国民健康保険基盤安定負担金は、国民健康保険税の軽減措置に伴う減収のうち、4分の3相当額および国保財政の安定化に資するための繰入基準額の4分の1相当額です。2行下の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、軽減措置に伴う減収等のうち4分の3相当額を長崎県から受け入れるものです。次のページをお開きください。15款2項3目1節保健衛生費補助金の健康増進事業費補助金は、健康相談、健康教育等の健康増進事業に対する補助金です。40、41ページをお開きください。17款1項8目1節保健衛生費寄附金は、保健衛生費総務費の健康ポイント事業に充当し、体組成計を購入させていただいております。次のページをお開きください。18款1項2目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は、令和4年度にお

ける一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金のうち、決算により確定した繰出金との差額分を繰り入れたものです。次のページをお開きください。20款4項1目1節後期高齢者医療受託事業収入の1行目、後期高齢者医療健康診査受託費は、後期高齢者医療広域連合から委託を受け、健康診査を実施したものです。その下、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託費は、後期高齢者の保健事業について市町の介護予防事業や国保の保健事業と一体的に実施し、高齢者の多様な課題に対応しようとするもので、広域連合の事業を受託して実施したものです。次のページをお開きください。20款5項1目1節雑入、中段になります後期高齢者医療制度特別対策補助金分は健康ポイント事業に対する補助金です。6行下の在宅当番医制事業運営負担金は、共同事業の構成町であります時津町、西海市よりの負担金です。在宅当番医制事業委託料に充当しております。5行下、臨地実習受入謝金は学生実習を受け入れた際の謝礼です。次のページをお開きください。中段の新型コロナワクチン接種費は、障害者の接種費用を国保連経由で自治体に請求したものです。

次に歳出につきまして、昨年度と変更点を中心に主なものを説明いたします。98、99ページをお開きください。3款1項3目国民年金事務取扱費は全て健康保険課所管です。年金係職員の人件費および年金事務に係る経費で、内容につきましては例年と変わりありません。3款1項5目国民健康保険費は全て健康保険課所管です。保険係職員の人件費および国民健康保険事務に係る経費です。次のページをお開きください。5目27節繰出金、長与町国民健康保険特別会計繰出金は、国および県から受け入れた保険基盤安定負担金と繰入基準により算出された一般会計が負担すべき金額を合計し、国民健康保険特別会計へ繰り出すものです。114、115ページをお開きください。3款3項3目後期高齢者医療費は全て健康保険課所管で、後期高齢者医療保険に係る経費です。高齢者の保健事業と介護予防の一体実施事業、健康診査の委託料、療養給付費負担金、特別会計繰出金などで、内容につきましては前年と変わりありません。次のページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費は、健康増進係職員の人件費および健康センター管理費や保健対策関連の経費です。健康ポイント事業やウォーキングイベントの費用もこちらになります。2節、3節、4節にはこども政策課分も含まれております。12節委託料の1行目、在宅当番医制事業運営委託料は、歳入でご説明しました共同事業の構成町であります時津町、西海市からの負担金と長与町負担分を合わせて支払いをしております。3行目と5行目のデザイン作成委託料、スタンプ作成委託料は、重ね押しスタンプラリーウォーキングの費用です。4行目の健康増進計画策定委託料は第3次健康ながよ21の作成委託料です。次のページをお開きください。14節工事請負費は健康センター4階の空調設備工事です。17節備品購入費の主なものは、歳入でご説明いたしました寄付金で購入した体組成計です。4款1項2目感染症予防費は、予防接種および結核検診に関連する支出です。新型コロナウイルス関連の支出もこちらになります。健康保険課所管分を申し上げます。1節報酬の一般事務補助パート報酬のうち

131万8,247円、3節の会計年度任用職員期末手当の全て、4節、7節の全て、8節の研修旅費のうち8,600円、会計年度任用職員通勤手当のうち2,000円、10節の消耗品のうち93万1,433円、その下の燃料費の全て、印刷製本費のうち10万2,993円、その下の医薬材料費とコピー料の全て、11節の全て、12節1行目の予防接種委託料のうち5,017万6,934円、2行目の結核検診委託料から下の項目の全て、13節の全て、次のページになりますが、17節と22節の全てになります。118、119ページに戻りまして、12節委託料の繰越明許は3月定例会の8号補正で承認いただいたもので、新型コロナウイルスワクチン接種委託料の月遅れ請求が5年度内に支出を終わらない見込みであったため、6年度予算に繰り越したものです。内訳は、1行目の予防接種委託料の一部、6行目の予防接種事務委託料、7行目の感染症廃棄物処理委託料です。122、123ページをお開きください。4款1項4目健康増進費は全て健康保険課所管で、主に健診に関連する支出です。昨年度とはほぼ同様の支出となっております。次のページをお開きください。19節扶助費は、町民税非課税世帯、生活保護世帯の方および乳がん、子宮がん検診クーポン対象の方のがん検診の本人負担分を扶助するものです。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書をご説明いたします。健康保険課分は51ページから55ページまでです。51ページ、国民健康保険特別会計繰出金は、国の基準に基づき一般会計から国保特別会計へ繰り出した経費です。52ページ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務は、後期高齢者の保健事業について、市町の介護予防事業や国保の保健事業と一体的に実施し、高齢者の多様な課題に対応する事業です。53ページ、第3次健康増進計画策定業務は、令和6年度からの12年間を計画期間とする健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画を策定しました。54、55ページ、健康ポイント事業は令和5年度からリニューアルし、県公式健康づくりアプリを活用し、無期限通年で実施しております。以上が健康保険課所管分の主な内容です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。まず歳入の22、23ページ、ここから入っていききたいと思います。一番下段、後期高齢者医療広域連合の分で633万円。質疑はありませんか。戻っても構いませんので、進めます。次、28、29ページ、基盤安定負担金と新型コロナウイルスワクチンの負担金です。質疑はありませんか。それでは次のページ、30、31ページ、これは原爆分の620万9,000円と、あとコロナワクチンの国庫補助金が所管です。

岡田委員。

#### ○委員（岡田義晴委員）

3節の老人保健事業の推進費補助の原爆分620万円、これは原爆分というのは原爆被爆者1世の方がもしいなくなれば、これについてはなくなるということですのでよろしいで

すか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

被爆者に係る給付費に対する補助ですので、いらっしゃらなくなればなくなるものと思われまます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは32、33ページ、これは社会福祉負担金のところに2カ所です。その上もありますね。よろしいですか。34、35ページ、これは健康増進事業費補助金、ここが所管になってます。それでは進めます。40、41ページ、一番下段の寄附金です。体組成計ということでした。それでは次のページ、42、43ページ、後期高齢の繰入金、いいですか。では、44、45ページ、下段の方です。受託事業の収入分です。戻っても構いませんので進めます。雑入です。ここに後期高齢者の補助金、当番医などがあります。質疑はありませんか。それでは次、48、49ページ、これも雑入の真ん中辺りの新型コロナワクチンの接種費、ここが所管です。それでは歳入全般で質疑はありませんか。歳出に移りますが、最終的に歳入の方もお聞きしますので、それでは98、99ページ、歳出です。こちらの国民年金事務取扱費、ここは全て所管になってます。その下段の方もです。質疑はありませんか。では、99ページからの続きで、100、101ページ、上段の繰出金まで、よろしいですか。進め方が早かったら言ってもらっていいので。114、115ページ、後期高齢者医療費、ここが健康保険課の所管です。116、117、118、119、120、121ページ、ここまで所管が続きます。途中はポイント制度やウォーキングに対する分とかが入ってますね。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

116、117ページの4款1項1目12節委託料の先ほどご説明いただいた3行目と5行目のスタンプラリー分ということですが、ちょっとすいません、事業の内容とそのスタンプ、これは物理的なはんこみたいなスタンプということですよ。これ何個作ったのか、取りあえずそれをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

こちらのスタンプは秋の健康づくりのウォーキングイベントとして実施したもので、シャチハタのスタンプ9つを使いまして、それぞれ1個が1色ずつのスタンプで、9個1枚の紙に重ねてスタンプを押していったら1枚のカラフルなイラストになるというようなもので、それは町内の9カ所の拠点において、それをウォーキングして、スタンプ

を集めて1枚の絵を完成させるというウォーキングを去年の10月から11月にかけて、ウォーキングイベントとして実施いたしました。スタンプの台紙を配布した枚数が全部で2,115枚で、参加賞を取りに来られた方が343名いらっしゃいました。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の結果、参加者等を聞くと結構効果というか、あったのかなとは思いますが、9個のスタンプでということは1個5万円以上するんですよね。結構するなと思うんですけど、値段がこれであればしょうがないんですが、せっかくのこの金額ってということもあるんで、今後も当然利用するということでしょうか。これ1回で終わったわけじゃなくて、それを伺います。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

このイラストが長与町の郷土芸能をイラストにしたものでしたので、去年は郷土芸能大会の時にも参加者の方にもご紹介をして使っていただいて、また今後町のイベントなどでも、施設内でのスタンプラリーとかにも使えるんじゃないかということで、庁舎内でのイベントとかにも使えるということを庁舎内でも周知しております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

大体分かったんですが、他のそういう用途に使えるということですけど、今おっしゃった健康保険課としてのスタンプラリーというのは、もう今後行わないのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

この5年度に使ったものは今のところは今年使うという予定はありませんが、今後使うかどうかはまた課内で相談して決めていきたいと思えます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

細かくて申し訳ないです。今後も使えるものということですかね。例えば何年とか入ってて、もうその年しか使えないとかじゃなくて、今後も活用が可能なものということでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

今後も使えるものですので、機会を見て使っていきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。121ページまでがつながるので、そこまでいいですよ。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

118、119ページの感染症予防費、12節委託料の4行目、風疹抗体検査・予防接種委託料ですが、これは5年前ですかね、から始まった追加的対策というものの分とということでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

はい、おっしゃられましたように5年前から始まりまして、今年度6年度まで実施している追加的対策のものです。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、途中でこれ期間が延長されて今年度末までとなっていると思うんですが、5年度までに全体の対象者の約何%、何割ぐらいが抗体検査を、または予防接種ですかね、まず先に皆さん抗体検査をされるんですかね。ちょっと何%ぐらいがされたのか。現在までというより、この決算ですので、5年度までで分かれば伺います。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

風疹抗体検査を5年度までに受けた方が1,798名で、対象の方が、おおむねですが4,500人ほどだったかと思しますので、19.7%、約2割ほどの方が抗体検査を受けていらっしゃいます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうするとちょっと少ないと思うんですが、今年度末で終了ということで、ちょっと私の記憶が間違っていなければ、追加的対策も始まった年度から毎年度受ける人は結構少

なくなったんじゃないかと思うんですが、今HPVのキャッチアップ接種っていうのがもう今年度末までということで、今広報が政府とかが行っていることで逆に駆け込みで今増えてるっていうのは聞いたんですが、多分この追加的対策分の風疹予防接種についてあまりそういうことも政府が行っているように思われないので、このまま少ないまま年度末を迎えそうなんです、本町として何らか、あと半年ほどですが、対象者に改めて通知したり、何か予定は、接種率を上げる、接種率というか、検査率というか、上げるようなご予定はありますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

検査の勧奨につきまして個別の通知は考えておりませんが、また年度末までに広報やホームページなどで周知をしていきたいと考えています。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。今121ページまで進みます。戻っても構いません。次進めます。122、123ページ、健康増進費、ここが所管です。質疑はありますか。よろしいですか。それでは歳入歳出全般、そして報告書に関する質疑でも構いません。質疑はありますか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

主要な施策の成果に関する報告書の52ページ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務ということで、事業の概要を読んだら、「高齢者の健康課題の把握、分析及び個別支援等を実施した」とあるんですが、ちょっと素朴な疑問として、高齢者の健康課題っていうのはもう過去からずっともう当然医学の世界でずっと研究がされてきたんじゃないかなと思って、改めてここでこの課題の把握をしたり分析をしたりっていうのは、そもそもなぜここで出てくる、もちろん広域連合からの、広域連合の企画ではあると思うんですが、町としても一定把握されてるだろうと思ってお聞きしますが、この辺りまずいかがなものでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

この高齢者の介護予防と保健事業の一体的実施事業というものは、委員がおっしゃられますように以前からあった課題ではあったんですけども、ただ制度としてこのような対象になる方を指導するっていうような事業が今までなかったため、これを事業化することで確実に地区内でどのような方がどれぐらいいるのか、その方に対して具体的にリスクに対する低栄養であるとか、口腔機能の低下であるとかっていうところに着目した専門的な指導を行うことで、そういう高齢による生活機能の低下であるとか、必要な栄



養指導とかを受ける機会を設けるということで制度化されて実施をしている事業です。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

目的は理解をいたしました。これは各市町がこういった分析をして、それを広域連合の方で集計されるのだらうと思うんですが、それが今度、それを実際に今後に役立たせるために、また市町に下りてくるんじゃないかと思うんですが、その辺りは今後また出てくる予定なのか、まだ私たちがそれを質疑等とする機会があるものか、この辺りは今後の予算に関係してくるのかもしれませんが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

広域連合の方にももちろん実績の報告などを行いますが、あくまでこの事業は各市町で課題を把握してそれについて取り組むようになっていような受託事業でありますので、町で課題と考えていることを取り組んでいくっていような方向になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

同じとこなんですけども、もう1回ちょっと今回僚委員が話されたんですけども、ここに事業の実績の中で16会場、316名参加というのは、長与町内の方でよろしいでしょうか。その中でいろいろ戸別訪問、指導等されてるんですけども、別に否定するわけじゃないんですけども、これは基本的にどうやって把握をされておるのか、訪問する際ですね。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

ハイリスクアプローチといいまして個別の課題に対するものに対しましては、後期高齢者の健康診断の結果で把握したものや、あるいは健康状態未把握者というものは医療にかかってない人、かつ健診も受けてない方っていう方を抽出して、健康に課題があるのではないかっていうふうに想定をして訪問指導しているなどして把握しております。またポピュレーションアプローチの方は集団的な指導ということで、老人クラブや高齢者サロンにお声かけをして、この高齢期の健康教育ということで取り組んでいるものです。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

あと1点だけ。この対象というのは、高齢者は後期高齢者ですね。はい、分かりました。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先ほどお聞きした件は、分析した結果というのは次のページにある第3次の健康増進計画の中に反映をして、もうされていくものなのか。そこで私たちも把握することができるのか。この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

第3次健康ながよ21は全世代における健康の取り組みということで計画をしておりますので、この中にも高齢期の健康づくりとして一体的事業も位置付けられております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で健康保険課の審査を終了します。お疲れさまでした。

場内の時計で14時まで休憩します。

（休憩 13時43分～13時53分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより介護保険課の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

それでは議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の介護保険課所管分につきまして、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。事項別明細書の28、29ページをお開きください。まず歳入でございます。14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、下から2番目と1番目の低所得者保険料軽減負担金およびその過年度精算分が介護保険課でございます。こちらは介護保険料の第1段階から第3段階までの軽減額に対する2分の1の国庫補助で、現年度分の受け入れおよび前年度分精算による追加交付分でございます。続きまして、30、31ページをお開きください。14款2項2目3節老人福祉費補助金の下段、地域介護・福祉空間整備等交付金1,485万円が介護保険課でございます。こちらは災害発生時の安定的な電源確保のため、介護事業所2施設への自家発電設備の設置に対する国の補助金の受け入れ分でございます。続きまして、32、33ページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金の下か

ら2番目と1番目、低所得者保険料軽減負担金およびその過年度精算分が介護保険課で  
ございます。先ほどの国費同様、保険料軽減の県負担分で負担割合は4分の1となっ  
ております。続きまして、42、43ページをお開きください。18款1項1目1節介護  
保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計で受け入れる介護保険保険者機能強化推進交  
付金を福祉課所管の高齢者交通費・健康づくり助成事業へ充当するものでございま  
す。

続きまして、歳出でございます。112、113ページをお開きください。3款2項  
2目介護保険費は全て介護保険課でございます。2節給与から4節共済費までは職員  
の人件費でございます。18節負担金、補助及び交付金の地域介護・福祉空間整備等補助  
金は歳入でもご説明いたしましたが、災害発生時の安定的な電源確保のため、自家発電  
設備の設置を行う施設に対する補助金でございます。27節繰出金は、国が示した基準  
内での繰出金としまして、介護保険給付費や地域支援事業費の制度負担分、低所得者保  
険料軽減分、事業費繰出金に係るもので、前年度比3,655万6,799円、8.78%  
の増となっております。介護給付費と事務費の増額が主な要因でございます。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書につきましてご説明させていただきます  
。介護保険分は56ページをお開きください。介護保険特別会計への繰出金を掲載し  
ております。こちらは介護保険事業の運営に係る町の持ち出し分でございますが、決算  
額の内訳と町の負担割合を一番下の事業の実績に記載をしております。なお、低所得者  
保険料軽減負担金につきましては、国および県支出金を含めたところで特別会計へ繰  
出しを行っております。以上が、令和5年度決算の介護保険課に関する内容でございま  
す。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。まず歳入の方からいきたいと思  
います。28、29ページ、これ真ん中辺りです。低所得者の保険料軽減負担金。それ  
では30、31ページ、ここは真ん中辺りの2施設への自家発電の分ですね。地域介護・  
福祉空間の部分です。それでは次進めます。32、33ページ、真ん中辺りの低所得者  
保険料軽減負担金の2行です。2つが所管分になってます。よろしいですか。戻っても  
構いませんので、次に進めたいと思います。それでは、42、43ページ、これは介護  
保険の特会への繰入金です。質疑はありませんか。では歳出に入ります。112、11  
3ページ、下段介護保険費、これが次のページの115ページまで続きます。27節の  
繰出金までです。こちらが歳出ですが、質疑はありませんか。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

地域介護・福祉空間整備等補助金で発電設備への補助ということでしたけれども、例  
えば停電等があった時に発電をですね、電気を起こすのかなと思うんですけども、介  
護施設等ということになれば、例えば大きな機器というか、その介護、ある意味命を維  
持するための機器等を動かすための電源なども影響するような、そういうやっぱり一定

大きなというか、電力を十分維持できるような機器になるのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

こちらの発電機ですけれども、業務用で三相出力、三相200ボルトというもので、動力の大きな電気が必要な工場や病院に利用されているということでした。冷蔵庫、またはエアコンですね、主にエアコンに使用されているようでした、これがLPガス50キロ2本で72時間以上の連続運転が可能ということでした。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

私も同じ項目なんですけど、これ令和4年度と5年度に同じ支出があるんですけども、まず今回のこの金額は何カ所への補助かというのと、去年、一昨年に補助した事業者と同じなのか、別なのかを伺います。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

令和5年度は2つの介護施設になっております。そしてそれぞれ発電機2基と3基の設置がされております。事業所につきましては、令和4年度にこの補助金の交付を受けました事業の関連事業所が1つ、そしてまた別の所が1施設となっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

金額が大きかったものですから、前年度、一昨年度ですかね、の時にちょっと詳細に質問させていただいたんですが、その時に内容はある程度伺って、これはあくまで国の補助金をほぼ、ほぼというか、国からのものを全額補助するもので、本町の負担はないわけですが、それでもこの補助をするに当たって町としても要綱を定めているので、当然それに基づいてやるべきだというお話をさせていただいて、その中に補助対象事業者が補助事業を行うために締結する契約については、町の行う契約手続に準拠し一般競争入札に付するなどしなければならないとあるものですから、去年の決算審査の時に同じことを伺ったら、入札をしてるとは聞いてるというようなところだったんですよね。なので聞いてるというだけじゃなくて、実際に入札をしているのか、例えば場合によっては立ち会ったりしてやるべきじゃないかということその時申し上げたところ、検討するというような当時係長のご答弁があったんですが、今回はいかがなんでしょうか。

その辺りの確認はどうなってますか。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

令和5年度のこの設置については入札等の立ち会いは行っておりません。しかしながら担当者が、昨年度の担当者もですけど、今回も確認をいたしましたところ、事業所の方から入札という形を取って行ったということは確認しております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

それは実際に入札をした詳細、つまり何件入札があって、幾らというか、金額は当然あるんでしょうけど、そういう書面などをちゃんともらってるということでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

書面等での資料は頂いておりません。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○介護保険課長（峰修子君）

そうすると先ほどの確認といいましょうか、それはどうやって取った、向こうが入札でやりましたよというただ口で言っただけなんですけどね。それは国の方が確認してるのであれば、あえて本町でやる必要もないというのであれば、確実に入札に付して例えば特定の事業者には毎回発注してたりしないかっていうのを、その確認を取るべきじゃないかと思うんですよね。その辺りはどうなのでしょう。町には町の要綱もあるわけですから、そこまで確認すべきだと思うんですが、どうお考えですか。

○委員長（金子恵委員）

山本部長。

○健康保険部長（山本昭彦君）

入札の詳細までは聞いておりませんが、その工事に係る見積書の提出は頂いております。確かに1社だけを相手方にした契約じゃなくて、数は2社見積りをもらっているようでした。一定競争原理の方は働いているのかなという判断をいたしましたところでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

じゃあその2社でやったというのは書面等で提出がされてるということですか。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

5月に要望調査がございまして、その際に複数社の見積りを取って申請をするというふうになっておりますので、その時点で聴取しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で介護保険課の審査を終了します。お疲れさまでした。

本日の委員会はこれで終了です。皆さまお疲れさまでした。閉会いたします。

（閉会 14時09分）